

掛川市条例第47号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例

東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表から別表1(3)の表までを次のように改める。

(1) アリーナ

(単位：円)

区分				使用時間				
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで	
アマチュアスポーツ等に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	一般	4,920	4,100	4,920	4,920	
			高校生以下	2,460	2,050	2,460	2,460	
		4分の3面	一般	3,690	3,070	3,690	3,690	
			高校生以下	1,840	1,530	1,840	1,840	
		半面	一般	2,460	2,050	2,460	2,460	
			高校生以下	1,230	1,020	1,230	1,230	
		4分の1面	一般	1,230	1,020	1,230	1,230	
			高校生以下	610	500	610	610	
	入場料を徴収する場合	2,000未満			14,760	12,300	14,760	14,760
		2,000以上3,000未満			17,220	14,350	17,220	17,220
		3,000以上4,000未満			19,680	16,400	19,680	19,680
		4,000以上			24,600	20,500	24,600	24,600
	控室1				1時間につき300			
	控室2				1時間につき300			
	控室4				1時間につき300			
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	一般	12,300	10,250	12,300	12,300
高校生以下				6,150	5,120	6,150	6,150	
4分の3面			一般	9,220	7,680	9,220	9,220	
			高校生以下	4,610	3,840	4,610	4,610	
半面			一般	6,150	5,120	6,150	6,150	
			高校生以下	3,070	2,550	3,070	3,070	

	4分の1面	一般	3,070	2,550	3,070	3,070	
		高校生以下	1,530	1,270	1,530	1,530	
	入場料を徴収する場合	2,000未満		36,900	30,750	36,900	36,900
		2,000以上3,000未満		43,050	35,870	43,050	43,050
		3,000以上4,000未満		49,200	41,000	49,200	49,200
		4,000以上		61,500	51,250	61,500	61,500
	控室1			1時間につき770			
	控室2			1時間につき770			
	控室4			1時間につき770			

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが1時間以内の場合	超過又は繰上げが1時間を超え2時間以内の場合	超過又は繰上げが2時間を超え3時間以内の場合	超過又は繰上げが3時間を超える場合
開館時間内に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の100パーセントに相当する額	基準額の200パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額
開館時間外に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の150パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の450パーセントに相当する額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額

- 2 備考1の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額の1時間当たりの額をいう。
- 3 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 武道場

(単位：円)

区分			使用時間			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで
アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	1,850	1,540	1,850	1,850
		高校生以下	920	760	920	920
	半面	一般	920	760	920	920
		高校生以下	460	380	460	460
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		4,620	3,850	4,620	4,620
	半面		2,310	1,920	2,310	2,310

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(3) 弓道場

(単位：円)

区分			使用時間				
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで	
専用使用	アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	920	760	920	920
			高校生以下	460	380	460	460
		半面(5立)	一般	510	420	510	510
			高校生以下	250	200	250	250
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		2,300	1,910	2,300	2,300
		半面(5立)		1,270	1,050	1,270	1,270
個人使用	一般		3時間につき100				
	高校生以下		3時間につき50				
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合		1時間につき200				
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合		1時間につき500				

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表1(5)の表中

共通回数券	100円利用券80枚綴り	6,170
	100円利用券36枚綴り	3,080
	100円利用券11枚綴り	1,020
	100円利用券	100

を

共通定期券	1月	7,000
共通回数券	100円利用券60枚綴り	5,140
	100円利用券11枚綴り	1,020
	100円利用券	100

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。